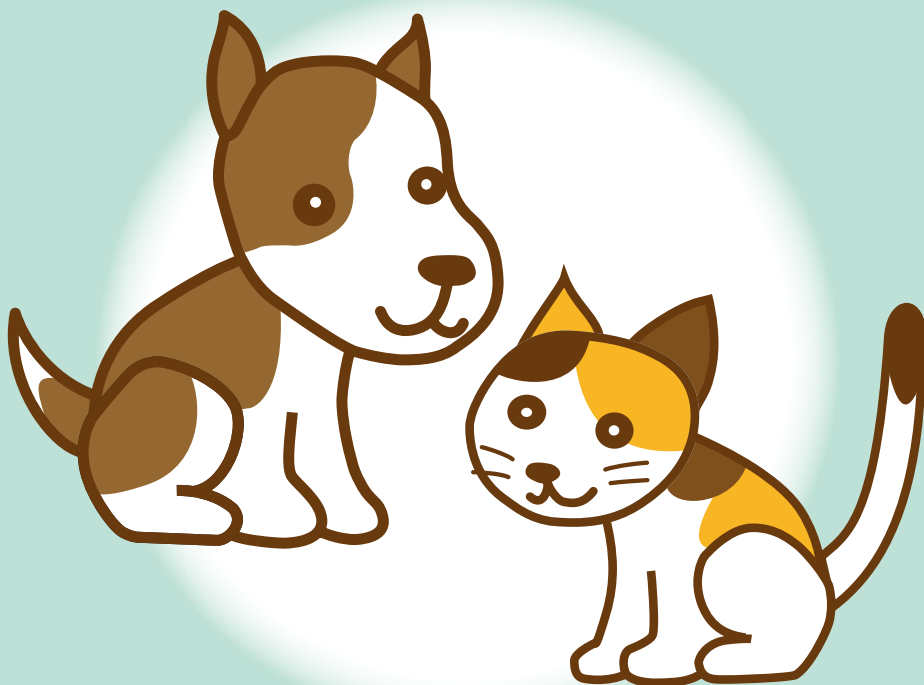


# 災害時のペット対策 ガイドライン



徳島県動物愛護管理センター

平成 24 年 9 月

# も く じ

1 はじめに	1
--------	---

## 第1部

災害時に備えて	2
---------	---

## 第2部

ペットの同行避難及び避難所での受け入れ	5
1 避難所生活におけるペットの存在	5
2 ペットの受け入れの決定	5
3 避難所での受け入れ	5
(1) 飼育場所（ペットスペース）の設置	5
(2) 一時飼育場所への誘導	5
(3) 動物の状況による区分け	6
(4) 受け入れ簿の作成	6
(5) 飼育管理のルール作成	6
(6) 情報の収集と提供	7
(7) 徳島県動物救援本部（現地対策本部）への連絡	7

## 第3部

動物救済活動の概要	9
-----------	---

## 1 はじめに

現在、徳島県内には4万頭以上の犬が登録され、4世帯に1世帯は犬やねこをペットとして飼育していると推定されています。

このような状況で、大規模災害時のペット動物対策をどのように講ずるかは、単なる動物救済の観点からではなく、ペットを家族の一員とする飼育者への支援とペットによる人への危害防止にもつながります。

本県では、災害時に必要となるペットケージやペットフードの備蓄を進めるとともに、ペットフードやペット用品の提供、負傷したペットの一時保護や治療について関係団体と協定を締結しています。

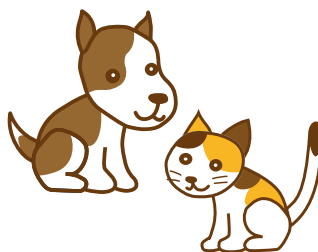
大規模災害発生時には、行政、地域、関係団体、ボランティア等が連携、協働して対応にあたる必要があります。

また、動物救済対策を円滑に進めるため、飼い主の日ごろからの心構えと備えが大変重要になります。

このたび、大規模災害発生時の行政、地域、関係団体及びボランティアの取組みとして、「災害時のペット対策ガイドライン」をとりまとめましたので、ご活用いただければ幸いです。

徳島県動物愛護管理センター所長

センターマスコット



ゆう & あい

## 第1部

# 災害時に備えて

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難することが予想されます。

徳島県では、こうした事態に備え、徳島県動物愛護推進協議会\*1をはじめとする関係団体やボランティア等との連携体制を構築するとともに、大規模災害発生時には動物救済活動の推進を目的とした「徳島県動物救援本部」の設立及び運営の調整を図ることとしています。

### ※1 「徳島県動物愛護推進協議会」

(公社)徳島県獣医師会、(公社)日本動物福祉協会徳島支部、(公社)日本愛玩動物協会徳島県支部、(公財)徳島の盲導犬を育てる会、徳島県、徳島県教育委員会、市町村、NPO法人等で構成され、県内における動物愛護及び適正管理の推進を図るとともに、動物に関する様々な問題に取り組んでいます。

また、災害発生時には、徳島県動物救援本部として、関係機関と連携のもとペット動物の保護・収容等の動物救済活動を行います。

## 1 地域防災拠点（避難所）の対応

多くの避難者が共同生活を送る避難所でのペットの受け入れについては、ペットを飼育していない避難者の理解が得られるよう、日ごろから地域で話し合うなど事前の準備が必要です。

### (1) ペットの一時飼育場所を想定しておく

避難者の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方もいます。居室とは別に、校庭の一角や空き部屋など、ペットの飼育場所を想定しておく必要があります。

### (2) ペット飼育のためのルール作り

ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。あらかじめ飼育管理のルールを作成し、飼育者及び避難者へ周知と徹底を図ることで、無用なトラブルを防ぎましょう。

※避難所におけるペットの飼育ルール広報案（別紙）

### (3) 情報収集方法の確認

次の事項について、避難所ごとの情報収集方法を確認しておきます。

- ① ペットフード、ペット用品等の物資の供給
  - ② 負傷ペットの治療
  - ③ 迷子ペット
- 収集した情報はとりまとめて、市町村を通じ、徳島県動物救援本部へ支援を要請します。



## 2 飼い主の日ごろの準備

飼い主は、災害発生時においてもペットの健康と安全を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努めなければいけません。

日ごろからペットのしつけや健康管理を適切に行い、災害に備えましょう。

### (1) 飼い主の明示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあります。迷子になったペットを探す時や保護された時に必要になるのが個体識別情報です。飼い主がわかるような措置をしておきましょう。

- ① 迷子札
- ② 鑑札・注射済票

飼い犬は狂犬病予防法により、鑑札と注射済票の装着が義務づけられています。

- ③ マイクロチップ



### (2) しつけ

緊急時に安全に避難し、人が集まったところで他の避難者に迷惑をかけないように、日ごろからキャリーバッグやケージにならしておくことや、無駄吠えをしない、トイレなどの基本的なしつけをしておきましょう。

### (3) 不妊・去勢手術

集団飼育中の発情によるトラブル防止や、迷子になった場合の思わぬ繁殖を防ぐためにも、繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしておきましょう。

#### (4) 健康管理

感染症予防のため、ワクチン、狂犬病予防注射、ノミ・ダニなど寄生虫の駆除を日ごろから実施しましょう。



#### (5) 多頭飼育を避ける

緊急時、一度に多数のペットを連れて避難することは困難です。避難先での飼育場所や預かり先を探すのも大変になります。

#### (6) ペット用避難用具の確保

救援物資はすぐには届きません。最低でも3日分のフード、水とキャリーバッグやペットケージを準備しておきましょう。



ペット用避難袋 (例)

フード、水、薬 (最低3日分)

予備のリード・首輪、ペットシート、食器、タオル、トイレ用品 (ねこの場合は使い慣れた砂)、マジックペン、ビニール袋、飼い主と一緒に写った写真健康手帳 (既往症、ワクチン接種状況がわかる記録)、ガムテープ

#### (7) 預け先の確保

親戚、友人など、緊急時のペットの預け先を探しておきましょう。

#### 緊急時の預け先

～メモ～

氏名	連絡先
住所	

## ペットの同行避難及び避難所での受け入れ



### 1 避難所生活におけるペットの存在

避難所で生活する方の中には、動物が苦手な方やアレルギーの方もいます。他の避難者にも配慮し、迷惑とならないよう、あらかじめペット飼育管理のルール作りをしておくことが必要となります。

また、避難所生活において、ペットの存在は、災害という強いストレスを緩和し情緒が安定する、世話をすることで日常のリズムを取り戻すといった効果が期待できます。

避難所において、ペットが癒しの存在になるか、不満の対象になるかは、避難所の管理運営方法によるところが大きいと思われます。

### 2 ペットの受け入れの決定

ペットの受け入れは、災害の程度や避難所の設置場所等によって条件が変わってきます。避難者の要望を聴きながら、各避難所に応じた柔軟な対応をとることが望めます。

また、施設にペットを受け入れる余裕がない場合は、代替りの飼育場所を確保しておくことが必要です。

### 3 避難所での受け入れ

原則として、居室へのペットの持ち込みは禁止した方が無難ですが、施設に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合などは、避難所運営会議などで対応を検討します。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は居室への同伴が必要となりますので、避難所での受け入れ態勢を整える必要があります。

#### (1) 飼育場所（ペットスペース）の設置

避難所敷地内にペット専用スペースを設けます。設置の際は、鳴き声、臭気、飛毛対策のため、居室とは区分けされた場所を設定し、避難者に配慮します。

#### (2) 一時飼育場所への誘導

避難者がペットを同行してきた場合、受付でペットの状況を飼い主から聞き、あらかじめ想定した一時飼育場所へ誘導します。

### (3) 動物の状況による区分け

人に危害を与えるおそれのある危険な動物については、同伴を断ります。

また、犬やねこ、小動物などについては、動物種に分けて飼育場所を確保することが必要です。

#### ①感染症予防

感染症や寄生虫症（ノミ、ダニ等）に罹っている動物については、飼育場所を分け、速やかに治療、駆除を行うことが必要です。

#### ②危害防止

しつけができておらず、かみ癖があるなど、避難者へ危害を加えるおそれがある動物は、第三者が触れない場所での飼育が必要です。（※ケージに注意書きを貼るなどで工夫できます。）

また、発情中の雌犬については、他の雄犬が興奮するなどして、避難者の迷惑になることも考えられますので、区分けする方が望ましいでしょう。

### (4) 受け入れ簿の作成

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営のために必要です。

#### ①飼い主の届出

受け入れ時に、飼い主にペットの状況等について届出してもらいます。

個別票（別表1）に情報を記入してもらい、ペットには個体識別ができる名札などを付けます。

※犬は、狂犬病予防法に基づき、鑑札と注射済票の装着が義務づけられています。

#### ②一覧表の作成

避難所の円滑な管理運営のため、避難所責任者はペット一覧表（別表2）を作成しておきます。

### (5) 飼育管理のルール作成

ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。

飼育管理のルールを作成し、飼育者及び避難者へ周知と徹底を図ります。

※避難所におけるペットの飼育ルール広報案（別紙）



## (6) 情報の収集と提供

ペットに関する情報交換の場を提供しましょう。

ペットの失踪や保護情報、動物救済活動情報、獣医師情報など

※掲示板を設置するなどして、情報の共有を図ります。



## (7) 徳島県動物救援本部（現地対策本部）への連絡

①ペット同行避難者を受け入れ、次の事態が生じた場合は、各市町村を通じて、徳島県動物救援対策本部（現地対策本部）に連絡してください。

ア ペット物資が不足しているとき

ペットフード、ケージ、ペットシート等の物資を手配します。

イ 負傷ペットがいる場合

負傷したペット（犬、ねこ）がいる場合は、（公社）徳島県獣医師会へ治療及び一時預かりの要請を行います。

②被災現場で次の事態が生じた場合は、最寄りの総合県民局又は動物愛護管理センターに連絡してください。

ア 飼い主がわからないペット（犬、ねこ）がいる場合

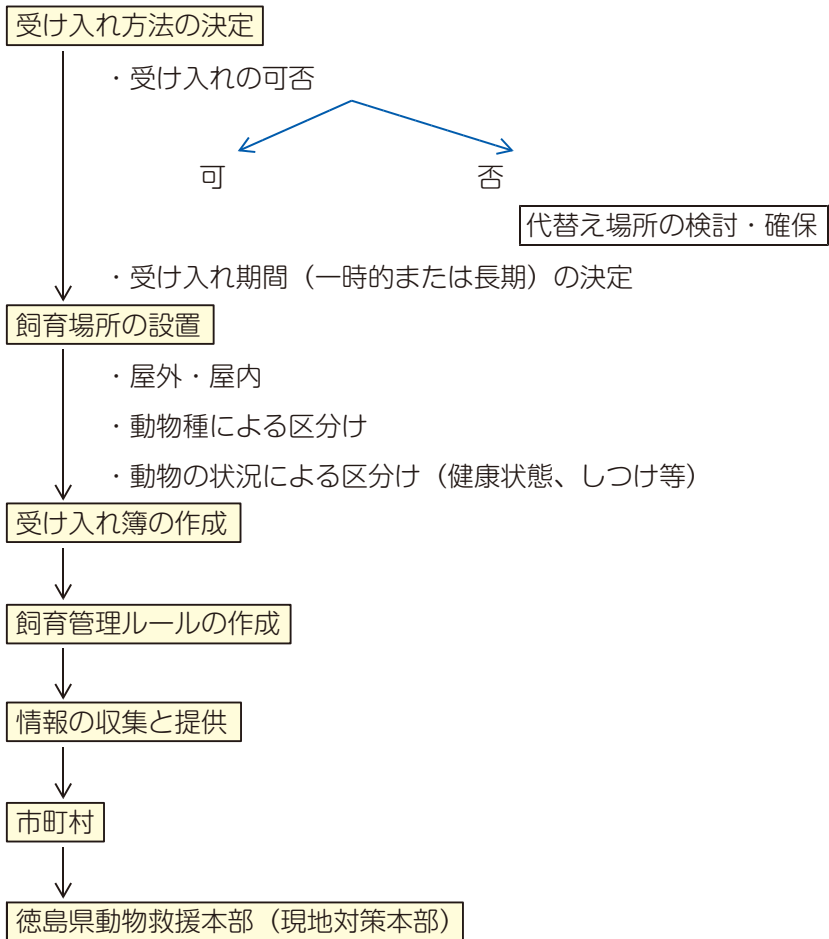
イ 飼い主がわからない負傷ペットがいる場合



### ●飼い主がわからない犬やねこ（負傷ペット含む）に関する連絡先

機 関 名	連 絡 先	住 所
徳島県危機管理部県民 くらし安全局安全衛生課	088-621-2264	徳島市万代町1丁目1番地
徳島県動物愛護管理センター	088-636-6122	名西郡神山町阿野字長谷333
南部総合県民局保健福祉 環境部生活衛生担当	(阿南)0884-28-9872	阿南市領家町野神319
	(美波)0884-74-7342	海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1
西部総合県民局保健福祉 環境部生活衛生担当	(美馬)0883-52-1011	美馬市穴吹町穴吹字明連23
	(三好)0883-72-1121	三好市池田町マチ2542番地4

## ○ペットの受け入れまでの流れ



## 第3部

# 動物救済活動の概要

## 1 徳島県動物救援本部の対応

行政、動物関係団体等が「徳島県動物救援本部」を設置し、動物愛護推進員及びボランティア等と協力して緊急的な動物救済活動を開始します。

各避難所管理者が、救済活動が開始された旨を飼い主に情報提供をするとともに、ペット飼育状況について情報を集約し、必要に応じ、市町村を通じて救援本部へ支援要請を行うことで、動物救済活動が推進されます。

また、徳島県動物救援本部は、必要に応じ緊急災害時動物救援本部<sup>\*2</sup>に応援を要請し、次の活動を行います。

### (1) 組織

県、市町村及び徳島県動物愛護推進協議会構成団体<sup>\*1</sup>等

### (2) 活動内容

- ア 仮設救援センターの設置
- イ ペットフード等支援物資の提供
- ウ 相談窓口の開設
- エ 飼い主不明動物の保護収容と飼養管理
- オ 負傷動物の治療と一時預かり
- カ 避難動物の健康管理支援
- キ ボランティア及び寄付金の受付・調整・運営
- ク 飼い主探しのための情報収集及び情報提供



### (3) 活動組織図

別紙

#### ※2 緊急災害時動物救援本部

大規模災害発生時には、動物救済を目的として、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本獣医師会で構成される「緊急災害時動物救援本部」が立ち上がり、義援金の配分、動物可の避難所の情報、動物ボランティア募集、避難所での動物との過ごし方等情報を提供し、被災地における動物救済対策を支援します。

## 2 徳島県の対応

県は、動物救済のため、次の活動を行います。

- (1) 国、他自治体、緊急災害時動物救援本部、市町村、関係機関との連絡調整
- (2) 徳島県動物愛護推進協議会、動物愛護推進員への指導・助言
- (3) ペットフード、ペット用品の備蓄等、災害初動時における所要物資の確保
- (4) 逸走動物による県民への危害防止と保護・収容
- (5) 危険な動物が逸走した場合の警察、市町村等との連携による所要の措置

## 3 市町村の対応

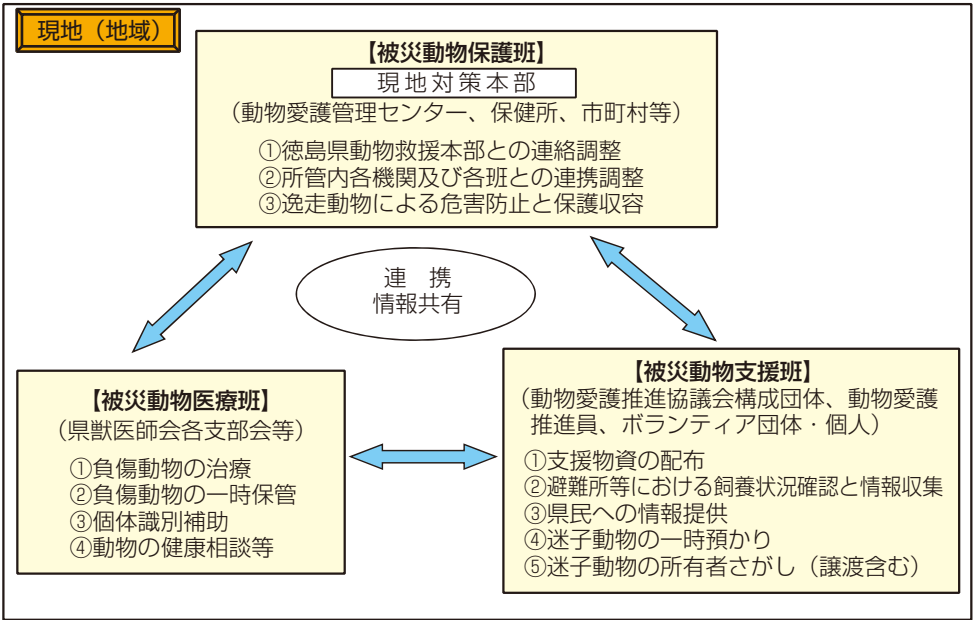
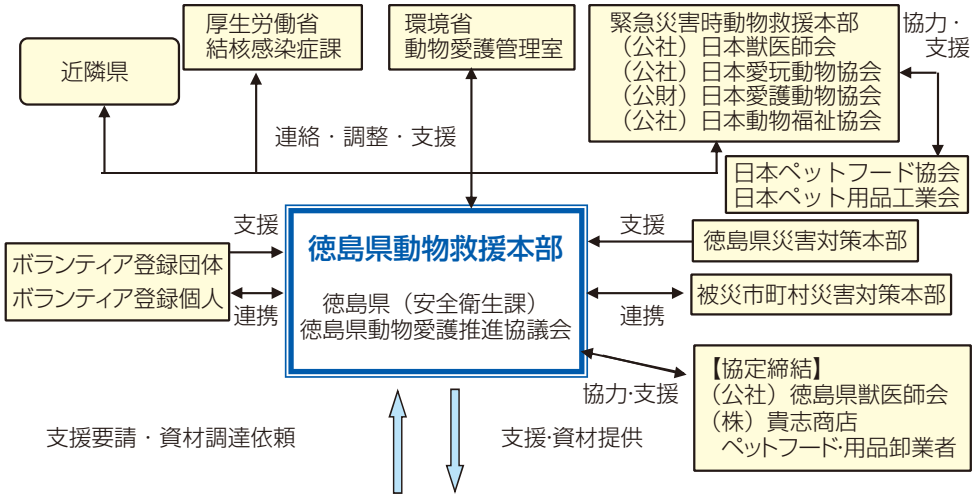
市町村は、県と協働して動物救済活動を実施するとともに、次の活動を行います。

- (1) 徳島県動物救援本部への避難所・仮設住宅におけるペット飼養状況の情報提供と活動支援
- (2) 飼い主とともに避難した動物の、避難所又はその隣接地における収容施設の確保
- (3) 日ごろからの動物同行避難訓練の実施



# 県内大規模災害時の動物救護活動の概要

「徳島県地域防災計画」により、被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、「動物救援本部」を設置し、関係団体と協力のもと実施することとしています。



参考：(別表 1)

## 個人記入票

### 犬用

整理番号		受入日		退出口		
飼い主同行	飼い主不明(保護)		傷病			
氏名		連絡先				
住所						
呼び名		鑑札番号		注射済票番号		
種類		性別	オス	メス	避妊・去勢済	
体格	大	中	小	(体重 kg)	毛色	年齢
ワクチン	狂犬病	混合	未実施		首輪	有(色 ) 無
病歴				マイクロチップ	有 無	
特徴(性格など)						

### ねこ用

整理番号		受入日		退出口		
飼い主同行	飼い主不明(保護)		傷病			
氏名		連絡先				
住所						
呼び名		特徴				
種類		性別	オス	メス	避妊・去勢済	
体格	大	中	小	(体重 kg)	毛色	年齢
ワクチン	混合		未実施		首輪	有(色 ) 無
病歴				マイクロチップ	有 無	
特徴(性格など)						

### その他

整理番号		受入日		退出口		
飼い主同行	飼い主不明(保護)		傷病			
氏名		連絡先				
住所						
呼び名		特徴				
種類		性別	オス	メス	避妊・去勢済	
体格	大	中	小	(体重 kg)	毛色	年齢
病歴				マイクロチップ	有 無	
特徴(性格など)						

参考：(別表2)  
ペット飼育者一覧表

番号	入所日	退所日	飼育者(住所・氏名)	種類	呼び名	性別	体格	毛色	その他(対所先等)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
0									

～飼い主の皆様へ～

## 避難所でのペット飼育ルール

避難所には、動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいらっしゃいます。また、非常事態では、人も動物もストレスと不安を抱えています。

避難所で人と動物が少しでも気持ちよく過ごせるように次のことを守ってください。

- ペットには迷子札を装着し、決められた場所でケージに入れるか、放れないようにしっかりとつないで管理しましょう。
- 咬むおそれがある動物や、治療中の病気などがある動物はその旨の注意書きをしておきましょう。
- 給餌や抜け毛、排泄物の後片付けを徹底しましょう。
- 愛犬の散歩は必ずリードを付け、周囲の方の迷惑にならないようにしましょう。
- 排泄は決められた場所でさせ、糞の後片付けは飼い主が責任を持って速やかに行いましょう。
- ペットが人に危害を加えた、トラブルを起こした場合は、すみやかに避難所管理者に報告しましょう。

ペットの負傷、体調不良についての相談窓口

○○○○○○ 電話 ○○○-○○○○

飼育管理等についての相談窓口

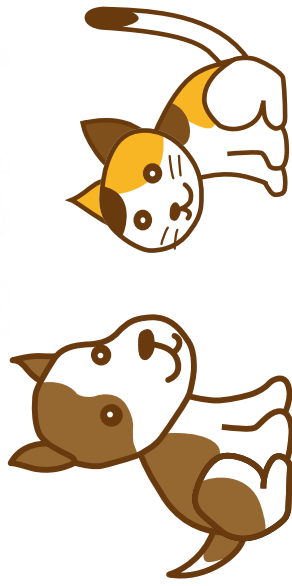
○○○○○○ 電話 ○○○-○○○○





掲示用

# ペット収容場所



飼い主さんは、他の迷惑にならないよう  
責任を持って管理しましょう